

令和2年度 第1回 指定管理者制度第三者評価委員会 指導概要

「福知山市芦田均記念館」について、指定管理者制度適用による指定管理者の募集にあたって指定管理者制度第三者評価委員会からの指導等の概要は、以下のとおりです。

指定管理施設	施設名：福知山市芦田均記念館 所在地：福知山市宮 36 番地 指定期間：令和 3 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日（3 年間） 所管部署：地域振興部文化・スポーツ振興課 電話番号 0773-24-7033
指定管理者制度の導入の可否	導入を可とする。 (指定管理者制度による管理運営、非公募で対応)
指導等内容	<p>(1) 本施設の設置目的が達成できているのか、費用対効果が十分に発揮できているのか疑問が残る。現状のままでは、指定管理者制度の意義を棄損しかねない。次期指定期間において、施設運営、方向性について抜本的に見直しを行うこと。</p> <p>(2) 指定管理者によるノウハウの活用が十分に活かされていない。集客や PR、地域での活用についても様々な可能性があると考え。指定管理者とさらなる議論を行い、施設運営のより良い運営について検討を進めること。</p> <p>(3) 現在の枠組みで指定管理者制度を導入することが適切かどうかを改めて検討すること。地域施設や文化施設、集会施設等極めて曖昧な性格の中で漫然と従来と同じことが繰り返されているのではないか。施設の性格を今一度見直し、将来的に支え続けていく必要がある施設かどうかを見極めていく必要がある。地域風土を含めた全体の観点や施設の性格を踏まえて、これからの施設のあり方について抜本的に考え直すべき時がきている。</p>

令和2年度 第1回 指定管理者制度第三者評価委員会 指導概要

「福知山市高齢者福祉センター」について、指定管理者制度適用による指定管理者の募集にあたって指定管理者制度第三者評価委員会からの指導等の概要は、以下のとおりです。

指定管理施設	施設名：福知山市高齢者福祉センター 所在地：福知山市字長田 238 番地の 4 指定期間：令和 3 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日（5 年間） 所管部署：福祉保健部高齢者福祉課 電話番号 0773-24-7072
指定管理者制度の導入の可否	導入を可とする。 (指定管理者制度による管理運営、公募で対応)
指導等内容	(1) 施設の運営経費について、効率よく経費を節約するために、きめ細かく議論を進めること。 (2) 入所者の決定は福知山市の判断によるところがあるものの、集客面において、指定管理者の努力が働くよう、連携し取り組むこと。 (3) 単体の施設に閉じこもり、利用者のみを対象にサービスを提供するという従来型のスタンスは、今日の高齢化社会のニーズには合致しないと考える。施設としての役割を十分に果たしていけるよう、他施設との連携について検討すること。 (4) 次期指定期間中に、施設や指定管理者制度の継続について抜本的に見直しを進めること。

令和2年度 第1回 指定管理者制度第三者評価委員会 指導概要

「福知山市三和町高齢者生活福祉センター」について、指定管理者制度適用による指定管理者の募集にあたって指定管理者制度第三者評価委員会からの指導等の概要は、以下のとおりです。

指定管理施設	施設名：福知山市三和町高齢者生活福祉センター 所在地：福知山市三和町千束 375 番地 指定期間：令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間） 所管部署：福祉保健部高齢者福祉課 電話番号 0773-24-7072
指定管理者制度の導入の可否	導入を可とする。 （指定管理者制度による管理運営、公募で対応）
指導等内容	<p>(1) 施設の運営経費について、効率よく経費を節約するために、きめ細かく議論を進めること。</p> <p>(2) 入所者の決定は福知山市の判断によるところがあるものの、集客面において、指定管理者の努力が働くよう、連携し取り組むこと。</p> <p>(3) 単体の施設に閉じこもり、利用者のみを対象にサービスを提供するという従来型のスタンスは、今日の高齢化社会のニーズには合致しないと考える。施設としての役割を十分に果たしていけるよう、他施設との連携について検討すること。</p> <p>(4) 次期指定期間中に、施設や指定管理者制度の継続について抜本的に見直しを進めること。</p>

令和2年度 第1回 指定管理者制度第三者評価委員会 指導概要

「福知山市都市公園」について、指定管理者制度適用による指定管理者の募集にあたって指定管理者制度第三者評価委員会からの指導等の概要は、以下のとおりです。

指定管理施設	施設名：福知山市都市公園 所在地：福知山市字猪崎 377 番地の 1 ほか 指定期間：令和 3 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日（5 年間） 所管部署：建設交通部都市・交通課 電話番号 0773-24-7052
指定管理者制度の導入の可否	導入を可とする。 (指定管理者制度による管理運営、公募で対応)
指導等内容	<p>(1) 本施設の管理は大規模な事業であり、一括発注により、コスト構造や合理化の効果等が個別に見えづらい部分があるため、個別施設における管理運営の実態に留意し、全体の施設が円滑に動くと同時に個々の施設の運営が適正なものになっていくように、指定管理者との協定及びその後のモニタリングに努めること。とりわけ、再委託については、適切な委託ができているか、専門性が発揮できているかチェック可能な体制を整えること。</p> <p>(2) 指定管理者選定過程において、事業者の専門能力を確保できるよう尽力すること。</p> <p>(3) 公園での活動等について、現利用者だけではなく、利用していない市民の方々とも一緒に考え、工夫する市民参加型の積極的な取組みを推進すること。</p>

令和2年度 第1回 指定管理者制度第三者評価委員会 指導概要

「福知山市都市緑化植物園・福知山市緑の相談所」について、指定管理者制度適用による指定管理者の募集にあたって指定管理者制度第三者評価委員会からの指導等の概要は、以下のとおりです。

指定管理施設	施設名：福知山市都市緑化植物園・福知山市緑の相談所 所在地：福知山市字猪崎 377 番地の 1 指定期間：令和 3 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日（5 年間） 所管部署：建設交通部都市・交通課 電話番号 0773-24-7052
指定管理者制度の導入の可否	導入を可とする。 （指定管理者制度による管理運営、公募で対応）
指導等内容	(1) 指定管理者選定過程において、事業者の専門能力を確保できるよう尽力すること。 (2) 緑化推進に向けて、現利用者だけではなく、利用していない市民の方々とも一緒に考え、工夫する市民参加型の積極的な取組みを推進すること。

令和2年度 第1回 指定管理者制度第三者評価委員会 指導概要

「福知山市民運動場、福知山市民体育館、長田野公園有料施設及び北部地域多目的グラウンド」について、指定管理者制度適用による指定管理者の募集にあたって指定管理者制度第三者評価委員会からの指導等の概要は、以下のとおりです。

指定管理施設	施設名：福知山市民運動場、福知山市民体育館、長田野公園有料施設及び北部地域多目的グラウンド 所在地：福知山市和久市町 235 番地ほか 指定期間：令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間） 所管部署：地域振興部文化・スポーツ振興課 電話番号 0773-24-7069
指定管理者制度の導入の可否	導入を可とする。 （指定管理者制度による管理運営、公募で対応）
指導等内容	<p>（1）市民運動場のテニスコート廃止の影響を受けて、施設の使用方法が変わってくると想定される。近年の施設の利用人数が伸びていない中で、どのように新しい展開に繋げていくべきか、民間のノウハウ等を活かして、本来の主旨に基づいた運営の仕方を検討すること。</p> <p>（2）長田野公園有料施設については、老朽化や立地の問題もあり、利用人数が伸びていない。原因を分析するとともに、いずれの施設についても最大限有効活用ができるように、指定管理者と連携し、検討を進めること。</p>

令和2年度 第1回 指定管理者制度第三者評価委員会 指導概要

「三段池公園スポーツ施設」について、指定管理者制度適用による指定管理者の募集にあたって指定管理者制度第三者評価委員会からの指導等の概要は、以下のとおりです。

指定管理施設	施設名：三段池公園スポーツ施設 所在地：福知山市字猪崎 377 番地の 1 ほか 指定期間：令和 3 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日（5 年間） 所管部署：地域振興部文化・スポーツ振興課 電話番号 0773-24-7069
指定管理者制度の導入の可否	導入を可とする。 （指定管理者制度による管理運営、公募で対応）
指導等内容	(1) 三段池公園スポーツ施設については、これまで一定の成果をあげて運営ができています。 (2) 今後も更に効率的に利用者がより使いやすい施設となるよう、本市のスポーツ振興の拠点施設としての発展を目指すこと。

令和2年度 第1回 指定管理者制度第三者評価委員会 指導概要

「福知山市温水プール」について、指定管理者制度適用による指定管理者の募集にあたって指定管理者制度第三者評価委員会からの指導等の概要は、以下のとおりです。

指定管理施設	施設名：福知山市温水プール 所在地：福知山市字和久市 188 番地 指定期間：令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間） 所管部署：地域振興部文化・スポーツ振興課 電話番号 0773-24-7069
指定管理者制度の導入の可否	導入を可とする。 （指定管理者制度による管理運営、公募で対応）
指導等内容	<p>（1）温水プールの使用形態については、学校教育との連携等、様々な施設活用の発展可能性に注目し、より有効的に市民の健康やレジャー、スポーツ文化の向上に繋がるよう、検討を進めること。</p> <p>（2）施設の老朽化が著しいことから、将来的には民間による整備、運営等も含めて検討すること。</p>